

運転情報等でお知らせする内容について

中部電力株式会社

浜岡原子力発電所

運転情報等でお知らせする内容について変更来歴

	年月	変更理由
制 定	平成 14 年 6 月	
第 1 回変更	平成 17 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・お知らせ内容の明確化
第 2 回変更	平成 19 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・お知らせ内容の明確化 ・お知らせ内容に関する説明の充実
第 3 回変更	平成 21 年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・保安規定第 7 7 回変更の反映
第 4 回変更	平成 25 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉施設に係る施設定期検査に関する運用要領制定（H25.7.8）の反映
第 5 回変更	平成 25 年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則施行（H25.7.8）の反映 ・お知らせに関する記載の適正化 ・様式の変更
第 6 回変更	平成 26 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)原子力安全基盤機構の解散および原子力規制委員会への統合に伴う関係法令等制定の反映
第 7 回変更	平成 26 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止措置（運転終了）の 1,2 号機の施設運用上の基準に係る内容（表 1）の削除 ・「施設定期検査等において、検査の判定基準に係る不適合があったとき。また、保安検査で指摘を受けたとき（表 2）」、「設備の設置、改造、検査等に係わる、法令等に基づく官庁への報告書等において、記載内容又はその手続きに不備が確認され修正等を実施した場合（表 2）」及び「過去に発生した不適切な事案」は、その他のホームページ公開情報（重大な案件はプレスリリース）を通じて公表するため、運転情報等でお知らせする内容から削除し、別枠で記載 ・記載の適正化
第 8 回変更	平成 26 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所ゲートモニタに関する内容を追加
第 9 回変更	平成 27 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・1,2 号機の液体状の放射性廃棄物に係る目標値および基準値の変更
第 10 回変更	平成 28 年 2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・保安規定第 9 5 回変更の反映 ・語句の整合
第 11 回変更	平成 28 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・消防車の出動要請に関する内容を追加 ・表 2-16「発電所において、火災報知器が作動したとき。」について、運転情報等でお知らせする内容から削除し、別枠で記載

第 12 回変更	2019 年 9 月	・表 1-10「発電所ゲートモニタの警報が点灯し、詳細調査の結果、放射性物質または放射性物質により汚染された物品が認められたとき。」について、東門ゲートモニタの運用開始に伴う、運転情報等でお知らせする説明内容の追加
第 13 回変更	2020 年 4 月	・新たな検査制度の本格運用開始に伴う用語の変更
第 14 回変更	2024 年 3 月	・総合事務所廃止に伴う記載の変更

表 1 運転情報等でお知らせする内容（その1）

本内容に該当する事象が発生したと判断した場合には、夜間・休祝日を問わず速やかに国・静岡県並びに地元 4 市等へ電話によりお知らせを行う。

内 容	説 明
<p><表 1-1> 原子炉施設の故障により原子炉施設保安規定で定められた運転上の制限を逸脱したとき。(3, 4, 5号機)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉施設保安規定においては、各機器や系統等に対して「運転上の制限」を定め、「運転上の制限を満足していることの確認方法」「運転上の制限を満足していないと判断した場合の措置及びこれを復旧するために許容されている時間（完了時間）」が定められている。 ・ 「逸脱したとき」とは、発電指令課長が運転上の制限を満足していないと判断したとき、または運転上の制限を満足していない恐れがあると判断したときをいう。 なお、消耗品の交換や機器の調整により速やかに復旧できないと判断した場合、原子炉等規制法に基づく報告対象に該当するため、安全協定に基づき直ちに通報を行う。 ・ 運転上の制限を満足していない恐れがあると判断した場合について、判断後の詳細な状況確認により、運転上の制限を逸脱した状態に至っていないことが判明した場合には、運転上の制限を満足していたことをお知らせする。
<p><表 1-2> 管理区域内において、放射性物質を含む機器等からの水の漏えいを発見したとき（但し、1リットル程度に至らない微少な漏えいを除く）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「管理区域内」とは、原子炉施設保安規定で定める管理区域をいう。 ・ 管理区域内での放射性物質（自然に含まれているものを除く）を含む水の漏えいについては、仮に通常原子炉水が1リットル漏えいしたとしても10万Bq程度であり、原子炉等規制法に基づく報告基準の370万Bqに対し十分下回っていることから、1リットルを超える水の漏えい（蒸気にあっては凝縮水量で判断）を目安とする。 ・ 現場の状況から、明らかに機器からの漏えいではないと判断される場合（例：結露水）は該当しない。 ・ 機器の分解点検作業に伴う水漏れ等、予め漏えいすることが予想され、シート養生等対策を実施している範囲内については、漏えいと見なさない。 なお、対策範囲を越えて拡がったものについては漏えいとして扱う。 ・ 放射性物質を含む漏えい痕（堆積物）を発見した場合も、漏えいがあったものとしてお知らせする。

内 容	説 明
<p><表 1-3> 管理区域外において水の漏えいを発見した場合であって、放射性物質の有無について詳細調査を行うとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「管理区域外」とは、原子炉施設保安規定で定める管理区域を除く原子炉建屋、タービン建屋、補助建屋、サービス建屋、海水熱交換器建屋及びトレンチの内部の区域をいい、屋外は含まない。 ・ 「放射性物質の有無について詳細調査を行うとき」とは、明らかに放射性物質を含まない系統に属する機器からの漏えいと判断できない、または雨水、湧水、凝縮水等であると判断できないことから、Ge半導体波高分析装置による測定や漏えい箇所の特等詳細調査を行う場合をいう。 ・ 「明らかに放射性物質を含まない系統」とは、以下に示す系統をいう。 脱塩水系、用水系、消火用水系、機器冷却水系、機器冷却海水系、非放射性ドレン系、飲料水系、所内蒸気復水系等 ・ 連絡に際しては、放射性物質の有無について調査中である旨を明確にして連絡する。 ・ 調査の結果、放射性物質（天然放射性核種を除く）を含むことが確認された場合は、「I. 安全協定に基づく通報事項の第5項」の対象として速やかに通報を行う。
<p><表 1-4> 原子炉水中のよう素 131 濃度の有意な上昇があったとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉水中のよう素 131 の濃度上昇は、燃料棒からの燃料漏えいの疑いを示すことからお知らせする。 ・ 「有意な上昇」とは、通常範囲から5倍程度以上上昇したとき、又は以下の判断基準を満足せず燃料漏えい検査の実施が必要と判断したときをいう。 <ol style="list-style-type: none"> ① 原子炉運転中の原子炉水のよう素 131 濃度が $37\text{Bq}/\text{cm}^3$ 以下でかつ有意な変化がないこと ② 原子炉停止時のよう素 131 の増加量が $3.7 \times 10^9\text{Bq}$ 以下 ③ 運転中の排ガス放射線モニタの指示値に有意な変化がないこと

内 容	説 明
<p><表 1-5> 気体状又は液体状の放射性廃棄物の計画外の排出があったとき (排出量が原子炉等規制法に基づく報告基準に至らない場合)、 あるいは排気筒モニタ、放水口モニタまたはモニタリングポストの警報が点灯したとき、または排気筒等のガスサンプリングで放射性物質を検出したとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排気口や排水口以外の場所から排出の場合は、「I. 安全協定に基づく通報事項の第5項」の対象となる。 ・ 「報告基準に至らない場合」とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。 <ul style="list-style-type: none"> a. 気体状廃棄物の場合 総排出量が5×10^{11} Bqを超えない排出または、放出率が1×10^{11} Bq/h以下の場合 b. 液体状廃棄物の場合 放出された放射エネルギーを評価することができ、かつ、その量のごく小さい場合。 「ごく小さい場合」とは、原子炉施設保安規定で定める放出管理目標値（トリチウムを除く）3.0×10^8 Bq/年（1, 2号機）、3.7×10^{10} Bq/年（3, 4, 5号機）又は放出管理の基準値（トリチウム）3.0×10^{10} Bq/年（1, 2号機）、3.7×10^{12} Bq/年（3, 4, 5号機）を1日あたりに換算した量以下をいう。 <p style="text-align: center;">< 例 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タービン建屋海水ドレンサンプからの補給水の放出。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「排気筒モニタ」とは、1, 2号機の排気口ダストモニタ（放出経路を排気口へ切り替えるまでは、排気口を排気筒に読み替える）、3, 4, 5号機の排気筒放射線モニタ及び非常用ガス処理モニタ（非常用ガス処理系運転時のみ）、1~5号機共用の焼却設備排気筒放射線モニタ（焼却設備稼働中のみ）をいう。 ・ 「警報が点灯したとき」には、ホームページで公開している通常変動範囲を超え上昇した場合も含める。 ・ 警報の点灯および通常変動範囲を超えて上昇した場合の原因が、情報公開装置の故障、大雨の影響など明らかに自然現象による変動、高線量物品の移動等による一時的変動、計器の故障による変動と判断できる場合を除く。 ただし、この場合でも地元4市および静岡県環境放射線監視センターへその旨速やかにお知らせし、ホームページの公開画面に変動の理由を記載する。 ・ 「排気筒等」とは、1, 2号機は排気口（放出経路を排気口へ切り替えるまでは、排気口を排気筒に読み替える）、3, 4, 5号機は排気筒及び非常用ガス処理系排気筒、1~5号機共用の焼却設備排気筒をいう。 ・ 「放射性物質を検出したとき」とは、週1回の頻度で実施しているサンプリングにおいてよう素131または粒子状の放射性物質が確認された場合をいう。

内 容	説 明
<p><表 1-6> 放射線業務従事者の 1mSv を超える計画外の被ばくがあったとき。又は、体表面モニタにて汚染が検出されたとき（但し、除染により除去された場合除く）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「計画外の被ばくがあったとき」とは、1日の管理線量値 1mSv（作業等により、予め労働基準監督署に届け出た場合はその値）を超える被ばくがあり、労働基準監督署へ報告したときをいう。 ・ 「体表面モニタにて汚染が検出されたとき」とは、以下に該当する「微量な内部摂取」や「身体汚染」があり、労働基準監督署へ報告したときをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ① 「微量な内部摂取」 汚染管理区域から退出する際に実施する体表面モニタにて汚染が検出され、洗身後においても測定器による測定及び鼻腔スミヤにおいても汚染が検出され、かつホールボディカウンタに有意なカウント（バックグラウンド+3σ以上）が測定された場合 ② 「身体汚染」 身体が汚染した場合において洗身等により表面汚染密度限度の十分の一以下にすることができないもの、及び傷創部が汚染された場合。 ・ ただし、個人のプライバシーに係わると考えられる事項については公表しない。
<p><表 1-7> 放射線業務従事者が管理区域へ 10 時間を超えて入域したとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働基準法第 36 条および同施行規則第 18 条により放射線業務従事者の管理区域内での作業が 10 時間を越え、労働基準監督署へ報告したとき。 ・ ただし、個人のプライバシーに係わると考えられる事項については公表しない。
<p><表 1-8> 発電所または発電所周辺において有意な地震を観測したとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「有意な地震を観測したとき」とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉建屋地下 2 階に設置した地震計が 8gal 以上を観測したとき。 ② 4 市（御前崎市、菊川市、掛川市、牧之原市）のいずれかで震度 3 を観測したとき。
<p><表 1-9> 発電所敷地内に救急車の出動要請をしたとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「発電所敷地内」とは、周辺監視区域内及び原子力館をいう。 ・ 「周辺監視区域内」とは、原子炉施設保安規定で定める周辺監視区域の内側をいう。 ・ 見学者等、発電所従事者でない方に関する情報についてはホームページ掲載の対象外とする。また、個人のプライバシーに係わると考えられる事項については公表しない。

内 容	説 明
<p>＜表 1-10＞ 発電所ゲートモニタの警報が点灯し、詳細調査の結果、放射性物質または放射性物質により汚染された物品が認められたとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「発電所ゲートモニタ」とは、発電所正門および東門に設置した放射線モニタをいう。 ・ 「発電所ゲートモニタの警報の点灯」は、入構時の点灯、計画的な放射性物質の搬出入、計器の故障、自然現象（降雨・雷等）等によるものを除く。 <p>＜計画的な放射性物質の搬出入の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線計測器の校正用の線源を搬出入するとき ・ 非破壊検査用の線源を搬出入するとき
<p>＜表 1-11＞ 発電所敷地内に消防車の出動要請をしたとき（火災の確認はできないが、火災の疑いを確認した場合等）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「発電所敷地内」とは、原子炉設置変更許可申請書に示す敷地境界の内側をいう。 ・ 「火災」とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいう。 ・ 実際に火災が発生した場合は、安全協定に基づく通報を行うため、表 1-11 の対象外である。 ・ 以下に該当する場合は消防車の出動要請をする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 火災感知器が同一警戒区域で同時に複数作動した場合又は複数の警戒区域で同時に作動した場合は、直ちに消防車の出動要請をする。 ② 火災報知器作動後、必ず運転員等を派遣し、現場の状況を確認する。現場確認（現場確認カメラによる確認を含む）において、火災の確認はできないが、煙や異臭等火災の疑いを確認した場合は、直ちに消防車の出動要請をする。 ③ 現場到着後、火災又は火災の疑いがないことを速やかに確認できない場合（現場到着後 5 分程度を目安とする）は、消防車の出動要請をする。

表2 運転情報等でお知らせする内容（その2）

本内容に該当する事象が発生したと判断した場合には、国・静岡県並びに地元4市等へ電話によりお知らせを行う。（17：00～翌朝8：30については翌朝お知らせ）

内 容	説 明
<p><表2-1> 原子炉の運転中に運転に関連する主要な機器の軽度な故障があったとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「運転に関連する主要な機器」とは、次の系統を構成する主要な配管、弁、ポンプ、モータ、電源等をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ① 当該系統の機能が喪失又は低下した場合、発電所の安全機能や安定運転に直接支障を及ぼす系統をいい、放射性液体廃棄物処理系、放射性固体廃棄物処理系、ユーティリティ設備は除く。 例：一次冷却材を内包する系統、工学的安全設備、タービン、発電機、気体廃棄物処理系、等 ② 燃料体を取扱う系統及び使用済燃料を冷却する系統については、原子炉の停止中にも機能を必要とするため、停止中も本項目に含む。 ・ 「軽度な故障があったとき」とは、安全機能の喪失又は低下がなく、かつ安定運転が維持される場合であって、運転中に機器を修理する必要が生じたときや監視強化を図るときをいう。 <p>< 軽度な故障の例 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 復水器出口弁駆動部の動作不良により修理を行う場合 ・ 運転中の復水ポンプのメカシールからの漏洩が確認されたため、予備機と切替え、メカシールの修理を行うとき ・ 弁フランジ部からにじみが生じたため、カメラによる監視強化を行うとき
<p><表2-2> 原子炉の運転中に、原子炉施設保安規定で定める運転上の制限からの逸脱がなく、原子炉出力を低下させ、予防保全として機器の点検等を行うとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「予防保全として機器の点検等を行うとき」とは、原子炉施設保安規定で定める運転上の制限からの逸脱がなく、監視の結果、故障の進展の状況が一定若しくは極めて緩やかである場合において、予め計画して当該設備の点検等を行うときをいう。 なお、営業運転中に原子炉を停止する場合は、安全協定に基づく通報を行うが、調整運転中に原子炉を停止する場合は本項の対象とする。 <p>< 例 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉再循環ポンプ用電源装置の振動に微増傾向が認められ、装置を停止し、点検を行うとき。

内 容	説 明
<p><表 2-3> 原子炉の運転中に、計画外の電気出力の変化が生じたとき。(ただし、軽度な出力変化は除く。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉熱出力には変化がなく電気出力のみが変化した場合および、取水槽へのクラゲ・海草等の来襲など原子炉施設または原子炉施設以外の故障以外を起因とする出力変化が該当する。 ・ 「軽度な出力変化」とは、定格電気出力に対して5パーセントを超えない出力変化をいう。 <p>< 例 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 湿分分離加熱器の暖機運転時（加熱蒸気止め弁開弁時）、通常閉弁状態であるべき加熱蒸気バイパス弁が開弁していた影響により、タービンへ流れる蒸気流量が低下し、発電機出力が低下したとき。
<p><表 2-4> 原子炉の運転中に運転に関連する主要なパラメータが変動し警報が点灯した場合又は点灯するおそれがあるとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「主要なパラメータ」とは、別紙に示すものをいう。 ・ 「警報が点灯するおそれがある場合」とは、パラメータが通常の変動範囲を超え、かつ、その傾向が継続又は警報点に近づく状態にある場合をいう。 ・ 「通常の変動範囲」とは、原子炉が安全・安定に運転を継続している状態において、通常運転中に定常的に生じる揺らぎ、海水温度等の変化による変動等の機器の故障に起因しない変動範囲をいう。 また、送電系統の変動、原子炉運転中に行う定期試験により、一時的に通常の変動範囲を超えたとき、又は警報が点灯したときは、通常の変動範囲の逸脱とは見なさない。 ・ 計器の故障によるものは除く。
<p><表 2-5> タンクへの補給水量の有意な増加があったとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「タンク」とは、原子炉機器、タービン機器及び空調機器冷却水用のサージタンクをいい、これらの冷却水には放射能は含まれていない。 サージタンクへは機器へのシール水供給等により減少した分の冷却水を補給する。 サージタンクへの補給水量が増加した場合、機器のシール部等の不良や冷却用熱交換器伝熱管を通した海洋への放出が考えられる。 ・ 「補給水量の有意な増加」とは、作業による変化等明らかな場合を除き通常の2倍程度の増加があった場合をいう。 <p>< 例 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タービン機器冷却水系熱交換器伝熱管のリークにより、タービン機器冷却水用サージタンクの補給水量に有意な増加が認められる場合

内 容	説 明
<p>＜表 2-6＞ エリア、プロセスモニタ等の警報が点灯したとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「エリア、プロセスモニタ等」とは、エリア放射線モニタ、プロセス放射線モニタ及びダスト放射線モニタをいう。 ・ 「エリア放射線モニタ」とは、発電所建屋内雰囲気放射線の放射線レベルを測定している装置である。 ・ 「プロセス放射線モニタ」とは、建屋内の様々な系統の放射線レベルを測定している装置である。 なお、プロセス放射線モニタの内、排気筒モニタについては環境への放射性物質放出の可能性があることから表 1-5 で扱う。 ・ 「ダスト放射線モニタ」とは、建屋内の放射性粒子濃度を測定している装置である。 ・ 高線量物品の移動等による一時的変動、換気空調設備点検停止による変動、または計器の故障によるものは除く。
<p>＜表 2-7＞ 安全上重要な機器又は構築物の点検を行った場合において、ひび割れ等の軽度の故障があったとき（但し、通常の手直し程度で修理するものは除く）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「安全上重要な機器又は構築物」とは、「「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規程に基づき安全上重要な機器等を定める告示（経済産業省告示 327 号）」に定められたものをいう。 ・ 「ひび割れ等の軽度の故障」には、ひび割れ等を確認し「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第 17 条若しくは第 18 条、または他法令（建築基準法等）、民間規格（J E A G 等）等の有効性が認知された評価基準又は評価手法を用いて、評価を実施する場合を含む。 ・ 「通常の手直し程度で修理するもの」とは、従来から点検に合わせて実施している消耗品の取替、弁体の肉盛溶接等の簡易な補修・手入れで復旧されるものをいう。 <p>＜ 例 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シュラウド点検において、シュラウドサポート溶接線付近にひび割れを確認したとき ・ 原子炉再循環系配管の溶接線にひび割れの徴候を確認したとき
<p>＜表 2-8＞ 点検にて機器又は構築物に故障を発見し、その修理のため原子力施設の運転等を停止して行う定期事業者検査期間の延長が必要になったとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検にて確認された故障の調査、修理、水平展開に伴う追加点検等により原子力施設の運転等を停止して行う定期事業者検査期間が延長になるおそれがあるときをいう。 ・ 点検作業に伴い、誤って機器等を損傷させた場合も含める。 ・ 他プラントの水平展開に伴い点検対象機器を追加したことにより、原子力施設の運転等を停止して行う定期事業者検査期間が延長となった場合は除く。

内 容	説 明
<p><表 2-9> 原子炉又は使用済燃料貯蔵プールで異物を発見したとき又は混入したとき。圧力抑制室等に異物を発見したとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉又は使用済燃料貯蔵プールにおいて作業等により異物を混入させた場合において、水面に浮遊している等、速やかに除去可能なものは除く。 ・ 「圧力抑制室等に異物を発見したとき」とは、圧力抑制室内、または機器・配管等の開放点検において、通常考えられないような異物を発見したときをいう。なお、圧力抑制室においては、作業等により異物を混入させた場合において、スレー等の機器に影響を及ぼすものでなく、かつ速やかに回収したものは除く。 <p>< 例 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 炉心シュラウド点検装置の部品が破損し原子炉内に落下したとき ・ キャスク洗浄ホース部品を誤って燃料プールに落下させたとき ・ 給水加熱器を開放したところ、弁に使用されているフープ材が発見されたとき
<p><表 2-10> 配管検査において、配管の肉厚が必要最小厚さを下回っていることを確認したとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「必要最小厚さ」とは、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第 17 条、「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」及び「発電用火力設備の技術基準の解釈について」に規定されたものをいう。
<p><表 2-11> 建屋内において放射性物質を含まない水の漏えいを発見したとき（但し、100 リットル程度に至らない漏えいを除く）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「建屋内」とは、原子炉建屋、タービン建屋、補助建屋、サービス建屋、希ガス建屋、海水熱交換器建屋及びトレンチの内部をいう。 ・ 「放射性物質を含まない水」とは、放射性物質を含まないことが明らかな以下の系統に属する機器からの水の漏えいをいう。 脱塩水系、用水系、消火用水系、機器冷却水系、機器冷却海水系、非放射性ドレン系、飲料水系、所内蒸気復水系等 ・ 現場の状況から、明らかに機器からの漏えいではないと判断される場合（例：結露水）は、お知らせしない。 ・ 機器の分解点検作業に伴うわずかな水漏れ等、予め漏えいすることが予想され、シート養生等対策を実施している範囲内については、漏えいと見なさない。なお、対策範囲を超えて拵がったものについては漏えいとして扱う。

内 容	説 明
<p><表 2-12> 建屋内において、雨水等の浸入を発見したとき（但し、100 リットル程度に至らない浸入を除く）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「建屋内」とは、原子炉建屋、タービン建屋、補助建屋、サービス建屋、希ガス建屋、海水熱交換器建屋をいう。 ・ 「雨水等」とは、雨水、湧水をいう。 ・ 放射性物質は含まないものの、100 リットル程度を超える漏えいについてはお知らせする。
<p><表 2-13> 建屋内又は屋外タンク施設等において、油、薬品等危険物の異常な漏えいを発見したとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「建屋内」とは、原子炉建屋、タービン建屋、補助建屋、サービス建屋、希ガス建屋、海水熱交換器建屋をいう。 ・ 「屋外タンク施設等」とは、重油タンク、軽油タンク、硫酸貯蔵タンク、苛性ソーダタンク、タンクローリー車をいう。 ・ 「油、薬品等」とは、油（重油、軽油、潤滑油等）、薬品（硫酸、苛性ソーダ等）、有機溶剤（固化剤、開始剤）、可燃性ガス（水素、プロパン等）等をいう。 ・ 「異常な漏えい」とは、弁やボルトの閉め忘れ等の運転操作や作業における過失、機器損傷等により漏えいした場合をいい、通常のみき取りにて処置可能なものは除く。 <p>< 通常のみき取りにて処置可能な例 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器の運転に伴いモータ、弁グランド部等から発生するベーパー状の油が付着したもので、容易にみき取り可能なもの ・ 工具棚に収納した油容器からのわずかな漏えいであり、容易にみき取り可能なもの
<p><表 2-14> 原子炉施設保安規定で定められた範囲内で、予防保全を目的とした点検・修理を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行するとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉施設保安規定に記載している機器や系統等について、計画的に点検・補修を実施する場合で、原子炉施設保安規定に定める期間内に点検・補修を完了するとき。

内 容	説 明
<p><表 2-15> 格納容器内の漏えい監視データに通常運転時と異なる有意なかい離があったとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「通常運転時と異なる有意なかい離」については、以下の通常の監視結果から判断する。 <ul style="list-style-type: none"> ① サプレッションチェンバ水温，ドライウェルローカルクーラドレン流量及びドライウェル内露点温度の3つのデータについて数サイクル分を並べた傾向監視。 ② ドライウェルローカルクーラドレン流量とサプレッションチェンバ水温の相関監視。 ③ ドライウェル床ドレンサンプ（1，2号）又はドライウェル高電導度サンプ（3，4，5号）の水位監視。
<p><表 2-16> 航路標識灯，航空障害灯，原子力施設用灯火に不点等の異常があったとき（計画的な点検を除く）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「異常があったとき」とは以下の連絡をしたときをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ① 「航路標識灯」とは航行する船舶の安全を確保するため，取水塔の位置に設置したものであり，不点の場合は静岡航路標識事務所へ連絡している。 ② 「航空障害灯」とは，有視界飛行する航空機の安全を確保するため，排気筒頂部に設置したものであり，不点等の異常の場合は東京航空局他へ連絡している。 ③ 「原子力施設用灯火」とは，原子力施設への航空機の接近を防止するため，排気筒に設置したものであり，不点等の異常の場合は東京航空局他へ連絡している。
<p><表 2-17> その他の事象であって，公表が望ましいと判断したもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転情報表 1 及び表 2 の 1～16 のお知らせ内容にない事象が発生した場合において，原子炉の安全，安定運転の確保，社会的関心度等の観点から，公表することが望ましいと判断したもの。 なお，本項目にてお知らせした事象については，適宜運転情報の項目に反映していくものとする。 <p>< 例 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線業務従事者が管理区域へ線量計を着用せずに入域したとき。 ・ 復水器洗浄用ボールの敷地外への通常考えられない流出（500 個以上）があったとき。

運転情報表 2-4 でお知らせする主要なパラメータ

パラメータ	お知らせ基準
原子炉熱出力	平均出力領域モニタのレベル高の警報が点灯したとき。 なお、計算機により出力される熱出力の瞬時値、または 1 時間平均値が原子炉施設保安規定で定める値（瞬時値 101%、1 時間平均値 100%）を超えたときは運転情報表 1-1 でお知らせする。
原子炉圧力	通常、原子炉圧力は制御系により一定に制御（3, 4 号機は主蒸気のタービン入口圧力を制御）されているが、制御系の故障等により原子炉圧力が変動したとき、又は「原子炉圧力高/低」警報が点灯したとき。 なお、原子炉施設保安規定で定める値（3, 4 号機は 7.03MPa、5 号機は 7.17MPa）を超えたときは、運転情報表 1-1 でお知らせする。
原子炉水位	通常、原子炉水位は号機毎に設定した一定の水位になるよう制御されるが、制御系の故障等により原子炉水位が通常のゆらぎ範囲を超え変動したとき、又は「原子炉水位高/低」警報が点灯したとき。
原子炉再循環ポンプ第 2 段シール圧力(3, 4 号機)	通常の変動範囲を超えたとき、又は「第 2 段シールキャビティ圧力高/低」警報が点灯したとき。
原子炉再循環ポンプモータ振動	原子炉再循環ポンプモータ上部振動（3, 4 号機）又は原子炉再循環ポンプモータ（X, Y 方向）振動（5 号機）が、通常の変動範囲を超え上昇したとき、又は「振動大」警報が点灯したとき。
制御棒冷却水差圧(3, 4 号機)	通常の変動範囲を超えたとき、又は「CRD 冷却水差圧高/低」警報が点灯したとき。
原子炉冷却材（原子炉水）導電率	原子炉冷却材浄化系 F/D 入口導電率が通常の変動範囲を超えたとき、又は「入口導電率高」の警報が点灯したとき。 原子炉施設保安規定で定める値（ $1.0 \mu\text{S/cm}$ ）以上になったときは、運転情報表 1-1 でお知らせする。
ドライウェル圧力	「ドライウェル圧力高/低」警報が点灯したとき。

パラメータ	お知らせ基準
サプレッションプール水位	「サプレッションプール水位高／低」の警報が点灯したとき。 なお、原子炉施設保安規定で定める値（+5cm（上限）、-5cm（下限））を超えたときは、運転情報表 1-1 でお知らせする。
サプレッションプール水温度	原子炉施設保安規定で定める平均水温（35℃以下）を超えたときは、運転情報表 1-1 でお知らせする。
格納容器酸素濃度	「格納容器酸素濃度高」警報が点灯したとき。 なお、原子炉施設保安規定で定める値（4.0%）を超えたときは、運転情報表 1-1 でお知らせする。
主蒸気逃がし安全弁出口温度	通常の変動範囲を超えたとき、又は「主蒸気逃し安全弁漏洩・作動」警報が点灯したとき。
燃料プール水温度	燃料プール冷却浄化系ポンプ入口水温度の「プール水温度高」警報が点灯したとき。 なお、原子炉施設保安規定で定める値（65℃）を超えたときは、運転情報表 1-1 でお知らせする。
燃料プール冷却浄化系スキマサージタンクレベル	「スキマサージタンクレベル高低」警報が点灯したとき。
制御棒位置	「制御棒ドリフト」警報が点灯したとき。 なお、原子炉施設保安規定で定める運転上の制限を満足しないときは、運転情報表 1-1 でお知らせする。
復水器真空	「復水器真空低」警報が点灯したとき。

参 考 「運転情報等」から「その他の事項」へ変更した項目

本内容は、「運転情報等」として扱っていた一部の項目を「その他の事項」としての扱いに見直したものである。内容①～③に該当する事案が発生・判明した時点で、国・静岡県並びに地元4市へ事象についての説明を行うとともに公表を行う。(重大な案件はプレスリリース)

内 容	説 明
<p>①原子力規制検査において、指摘を受けたとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「原子力規制検査」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき保安規定の遵守状況等を確認する検査をいう。 ・ 「指摘を受けたとき」とは、指摘事項もしくは規制対応措置（深刻度レベル SLIV～SLI）に該当し、その内容を国から通知されたときをいう。
<p>②設備の設置、改造、検査等に係わる、法令等に基づく官庁への報告書等において、記載内容又はその手続きに不備が確認され修正等を実施したとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「設備の設置、改造、検査等に係わる、法令等に基づく官庁への報告書等」とは、法令・規則・N I S A文書・N R A文書に基づき会社公印を付して官庁へ提出した書類のうち、原子力施設に係わる設備の設置、改造、検査ならびに調査や評価を行った結果に関する文書をいう。 ・ 上記に該当しない場合であっても、当社が提出した報告書等に基づいて官庁が作成した公表文書に修正を行う必要がある場合には、対象とする。 ・ 「記載内容又はその手続きに不備が確認され修正等を実施したとき」とは、検査結果や評価結果に直接係わる箇所の修正を言い、これらに直接関係しない箇所および誤字・脱字の修正については対象としない。 <p>< 例 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 炉心シュラウド健全性評価データの一部に記載ミスがあり、電気事業法に基づく特殊施設設計認可申請書の補正を届け出たとき ・ 給湯用温水ボイラの労働安全衛生法等に基づく設置届けが未提出であったとき ・ 窒素補給用配管取替工事における手続き不備（未届出）
<p>③運転情報等（表1、表2）に示す内容で過去に発生した不適切な事案が明らかになったとき。</p>	<p>—</p>

内容④が発生した場合は、営業日に準備ができ次第、国・静岡県並びに地元4市へ事象についての説明を行うとともに公表を行う。

内 容	説 明
<p>④発電所において、火災報知器が作動したとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「発電所」とは、周辺監視区域内側で、かつ火災報知器を有する建物全てをいう。 ・実際に火災が発生した場合は、安全協定に基づく通報を行う。 ・以下に該当する場合は表 1-11 に基づき消防車の出動要請をする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 火災感知器が同一警戒区域で同時に複数作動した場合又は複数の警戒区域で同時に作動した場合は、直ちに消防車の出動要請をする。 ② 火災報知器作動後、必ず運転員等を派遣し、現場の状況を確認する。現場確認（現場確認カメラによる確認を含む）において、火災の確認はできないが、煙や異臭等火災の疑いを確認した場合は、直ちに消防車の出動要請をする。 ③ 現場到着後、火災又は火災の疑いがないことを速やかに確認できない場合（現場到着後 5 分程度を目安とする）は、消防車の出動要請をする。